

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 231
処分の種類	ダム操作規定の変更命令			
根拠法令条例等・条項	河川法 第47条第4項			
処分の概要	河川管理上支障を生じると認める場合のダムの操作規程の変更命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の前例が無いいため法令以外の基準の定めは、困難である)			
基準の制定根拠	-			